

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市老人ホーム入所判定委員会条例

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号及び第2号の規定による老人ホームへの入所措置の適正な実施を図るため、高松市老人ホーム入所判定委員会(以下「判定委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 判定委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 老人ホームへの入所措置の要否の判定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、判定委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 判定委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 老人福祉施設長
- (3) 市保健所長
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 判定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 判定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 判定委員会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、判定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が判定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
(招集の特例)
- 3 この条例による最初の判定委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の判定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。